

●香川県公告第四百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年九月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
株式会社マルヨシセンター 高松市南新町四番地六
株式会社四国エム・デー・ケイ 徳島県美馬郡脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番地一
株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号
株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国 高松市花園町一丁目二番一一号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
小豆島ショッピングセンター 小豆郡土庄町湊崎一四四七番一ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
株式会社マルヨシセンター 高松市南新町四番地六
株式会社四国エム・デー・ケイ 徳島県美馬郡脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番地一
株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号
株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国 高松市花園町一丁目二番一一号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年五月十七日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
九、〇五三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 一 駐車場の収容台数
六七六台
 - 二 駐輪場の収容台数
三〇九台
 - 三 荷さばき施設の面積
六四三平方メートル
 - 四 廃棄物等の保管施設の容量
九四・三五立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ダイキ株式会社
開店時刻 午前八時
閉店時刻 午後九時
株式会社マルヨシセンター
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午前零時
株式会社四国エム・デー・ケイ
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後七時
株式会社レデイ薬局
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時
株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国
開店時刻 午前零時
閉店時刻 午後十二時

- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 駐車区画A
午前七時から午後九時三十分まで
 - 駐車区画B
午前七時から午前零時三十分まで
 - 駐車区画C
午前零時から午後十二時まで
- 三 駐車場の自動車の出入口の数
六箇所
- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ダイキ土庄店荷さばき施設
午前七時から午後十時まで
 - マルヨシセンター土庄店
午前七時から午後九時まで
 - キャデン土庄店荷さばき施設
午前九時から午後八時まで
 - レデイ薬局土庄店荷さばき施設
午前九時から午後九時まで
 - サンクス土庄店荷さばき施設
午前七時から午後十一時まで

二 届出年月日

平成十六年九月十六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課

2 縦覧期間

平成十六年九月二十八日（火曜日）から平成十七年一月二十八日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年一月二十八日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ